

「水道の基盤を強化するための基本的な方針（案）」に関する意見募集の結果について

令和元年9月30日
厚生労働省
医薬・生活衛生局
水道課

厚生労働省では、水道の基盤を強化するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）（案）について、令和元年7月22日から同年8月20日までの期間及び8月28日にホームページ等を通じて御意見を募集したところ、計748件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。なお、取りまとめの都合上、頂いた御意見は適宜集約及び要約しております。

また、基本方針の内容以外の内容についてお寄せいただいた御意見についても、末尾に主な御意見を適宜集約及び要約した上でご参考まで公表しております。

御意見をお寄せいただきました皆様に御礼を申し上げます。

御意見の内容	当省の考え方
①全般にわたる事項	
基本方針で記載されている各種取組（耐震化計画、災害時マニュアルや水安全計画の策定、災害時の相互連携対策の構築、アセットマネジメントの実施等）は義務になるのか。	基本方針は、水道の基盤を強化するための今後の水道事業及び水道用水供給事業（以下「水道事業等」という。）の目指すべき方向性です。 そのため、本方針に記載されている取組については、本方針により義務化されるものではありません。
基本方針で掲げる重要施策については、基本方針において数値目標を掲げるべきではないか。	基本方針は、水道の基盤を強化するための今後の水道事業等の目指すべき方向性です。 それぞれの取組における数値目標については、基本方針において設定するのではなく、それぞれの施策において、必要に応じ、個々に設定することとしています。
基本方針は理念や努力義務などが記載されていることにとどまり、実効性を担保するための罰則などの規定がないのは不十分ではないか。	基本方針は、水道の基盤を強化するための今後の水道事業等の目指すべき方向性です。 実効性を担保するための罰則については、水道法（昭和32年法律第177号）において規定されています。
基本方針の位置づけは「今後の目指すべき方向性」ということだが、新水道ビジョンとの関係性はどうか。	平成25年3月に策定された新水道ビジョンは、今後の水道の方向性を示すに当たり、50年、100年後の将来を見据え、水道の理想像を明示したビジョンを示し、その理想像を具現化するため、当面の間に取り組むべき事項等を整理したものです。 一方、基本方針は、同ビジョンの理念である「安全な水の供給」、「強靱な水道の実現」及び「水道の持続性の確保」を目指しつつ、特に、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の

	強化を図るために、広域連携や水道の維持管理及び計画的な更新、水道事業等の健全な経営の確保等についての考え方について一定の方向性を定めたものです。
水道行政のあり方や執行体制の強化について検討することも方針案に盛り込んでどうか。	基本方針では、水道の基盤の強化に関する基本的事項において、水道の基盤の強化に向けた基本的な考え方を示すとともに、関係者の責務及び役割について整理しました。
基本方針全般に「国は財政的な援助を行うものとする」と記載されているが、どの程度の財政的な援助であるのか、明確にすべきではないか。	基本方針は、水道の基盤を強化するための今後の水道事業等の目指すべき方向性です。そのため、国が行う財政的な援助の具体的な内容については、必要に応じ、水道施設の耐震化への取組に対する財政援助等、個々に定めることとしています。
②水道の基盤の強化に関する基本的事項	
水道の基盤の強化に向けた基本的な考え方	
民間委託やコンセッション方式などの官民連携よりも、地方公共団体同士の広域連携を重視すべきではないか。	水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）の置かれた状況は、水源・地形等の自然的条件や人口・経済活動の社会的条件など、地域によって様々です。そのため、こうした地域の実情を踏まえ、どのような方策が水道の基盤の強化を図るために適切であるかをよく議論していくことが重要です。そのため、今後の水道事業等の目指すべき方向性として、官民連携や広域連携など、多様な選択肢を検討できるようにすることが適切であると考えています。
広域連携、官民連携を掲げているが、これではますます各地方公共団体での水道事業に係る人材が減少し、技術の継続や、災害時における対応が難しくなる。 各地方公共団体への国の補助金を増やし、人材育成や安心安全な水を低廉な価格で提供できるようにすべきではないか。	水道事業等の運営に当たっては、経営に関する知識や技術力等を有する人材の確保及び育成が不可欠であると考えています。そのため、基本方針においては、基盤の強化に向けた方向性の一つとして、水道事業者等において「運営に必要な人材を自ら確保すること」及び「運営に必要な人材を育成すること」を推進することが重要である旨を記載しています。また、公営企業である水道事業については、地方財政法第6条において、公営企業の経費は、当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされており、水道事業の運営に必要な体制等に係る費用は水道料金の収入をもって充てることが基本であると考えています。その上で、地方公共団体の要望等も踏まつつ、経営基盤が脆弱な水道事業者等への必要な財政支援のための予算を確保してきました。

	引き続き、必要な予算の確保に努めていきます。
水道事業管理者の責任として、行政部局と切り離れた事業運営が求められていることを明記し、人材や人員の確保の責任を有していることを表記すること。	水道事業等の運営に当たっては、経営に関する知識や技術力等を有する人材の確保及び育成が不可欠であると考えています。 そのため、基本方針においては、基盤の強化に向けた方向性の一つとして、水道事業者等において「運営に必要な人材を自ら確保すること」及び「運営に必要な人材を育成すること」を推進することが重要である旨を記載しています。 なお、一般的に水道事業等の業務を管理する立場にある者は、人員の確保等を含め事業経営の改善・安定化を図るための役割が期待されると考えています。
以下のとおり修正すべきではないか。 (3) 民間事業者の技術力や経営に関する知識を活用できる官民連携を推進すること。 <u>その際、許可権者である国及び都道府県は、監督・指揮に必要となる人材の確保及び育成に自ら努めること。</u> 【理由】 官民連携においては、水道事業が公的責任で行われるとの観点から、許可権者である国の審査体制が安定している必要があるほか、地方公共団体においては、長期にわたり常時水道事業に従事する都署の人材の育成が進まない実態が見られるため。 本法改正の付帯決議においても、「水道の基盤強化を図るために、水道事業に携わる人材の確保、技術の継承および労働環境の改善が必要（中略）、特に官民連携を行うに当たって、この点が重要になる（後略）」（参議院厚生労働委員会付帯決議「三、」）とされている。	基本方針においては、関係者の責務及び役割において、国及び都道府県においては、「認可権者として本方針に即した取組が推進されるよう、水道事業者等に対して法に基づく指導・監督を行うよう努めなければならない」と記載しています。 そのため、認可権者である国及び都道府県においては、官民連携の推進を含め、本方針に即した取組が推進されるよう、法に基づく指導・監督を行うことができる執行体制を確保する必要がると考えています。
関係者の責務及び役割	
基本方針では国の役割を定めているが、そもそも国の水道行政の執行体制が脆弱ではないか。厚生労働省の水道課に本当に水道に精通している職員は存在しているのか。地方公共団体および民間企業からの出向職員に頼っているのが現状ではないか。大臣告示として示す以上、こうした本質的な課題を早急に解決すべきではないか。	基本方針においては、「関係者の責務及び役割」において、国においては「水道事業等において持続的かつ安定的な事業運営が可能になるよう、本方針をはじめとした水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、水道事業者等に対する必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない。」と記載しています。 そのため、国においては、この責務を果たすことができるよう、必要な体制の確保に努めてまいります。
持続可能な水道行政としていくためには、国の縦割り行政を解消し、十分な予算の確保と必要な人材の確保が不可欠ではないか。	水道行政の推進に当たっては、国の関係機関における連携が不可欠です。 そのため、基本方針においては、「水道関係者間における連携の深化」において、「水道に

	<p>において利用する水が健全に循環し、そのもたらず恩恵を将来にわたり享受できるようにするため、安全で良質な水の確保、水の効率的な利用等に係る施策について、国、都道府県、市町村、水道事業者等及び住民等の流域における様々な主体が連携して取り組むことが重要である」と記載しています。</p> <p>厚生労働省としては、関係省庁と連携しながら、必要な予算及び体制の確保に努めていきます。</p>
<p>国においては、水道事業者等が守らなければならない基準と、それに違反した場合の罰則を含めた法令を制定するとともに、財政的な援助として各地域ごとに利用者の負担が大きく差の出ることのないよう、実情に合った援助をすることなどが重要であると考えます。</p>	<p>水道法においては、水道事業等が遵守すべき施設基準や水質基準を定めるとともに、これらの規定に違反した場合の罰則を定めています。</p> <p>また、公営企業である水道事業については、地方財政法第6条において、公営企業の経費は、当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされており、水道事業の運営に必要な体制等に係る費用は水道料金の収入をもって充てることが基本であると考えています。</p> <p>その上で、地方公共団体の要望等も踏まえつつ、経営基盤が脆弱な水道事業者等への必要な財政支援のための予算を確保してきました。</p> <p>引き続き、必要な予算の確保に努めていきます。</p>
<p>国は、水道事業の最終責任を市町村などに担わせているのですから、市町村など水道事業における経営に関する知識や水道技術能力等の人材育成・涵養を一層強く支えて、市町村などの水道事業を強固・強靱にするべきではないか。</p>	<p>人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図り、将来にわたって安全な水を安定的に供給するため、今般の水道法改正により制度改正しました。</p> <p>厚生労働省は、今般の改正水道法の施行を通じて、市町村等における水道事業等の基盤の強化を図っていきます。</p>
<p>都道府県への役割が大きくなっているが、都道府県の力が不足している現状もあるため、都道府県が水道の技術力を確保できるまでの一定期間は、国が都道府県をフォローすることも方向性の一つとして、追加してはどうか。</p>	<p>今回の法改正においては、都道府県について、長期的かつ広域的視野にたって水道事業等の間の調整を行う観点から広域連携の推進役としての責務を位置付けました。</p> <p>厚生労働省としては、都道府県がその役割を十分に果たすことができるよう、必要な技術的及び財政的な援助を行っていきます。</p>
<p>都道府県を超える市町村の連携について各都道府県間との調整等の手続きや役割の整理が必要ではないか。</p>	<p>今回の法改正においては、都道府県について、長期的かつ広域的視野にたって水道事業等の間の調整を行う観点から広域連携の推進役としての責務を位置付けました。</p> <p>都道府県を超える広域連携の推進の調整は、当該都道府県の間で個別具体的に行われることを想定しています。</p>

<p>住民の役割の記載は非常に重要な記述であり、盛り込まれたことはよいことである。今後、国から住民の役割についてもっと情報発信すべきである。</p>	<p>水道は国民生活や社会経済活動の基盤として必要不可欠なものです。</p> <p>将来にわたって安全な水を安定的に供給するためにも、地域における共有財産である水道に関する情報を広報・周知し、住民の理解を得ることが重要です。</p> <p>このため、住民等が水道に関する情報を適時適切に得ることができるよう、ニーズにあった情報発信を積極的に行うとともに、住民の意見を聴きつつ、事業に反映させる体制を構築し、地域における共有財産であるという意識を醸成する施策を推進したいと考えています。</p>
<p>「住民等(中略)は、その水道の経営に自らも参画しているとの認識で」とありますが、住民が生活する中でビジネスを意識せねばならないというのは、行政の役割の怠慢ではないか。</p>	<p>水道は国民生活や社会経済活動の基盤として必要不可欠なものであり、水道事業は住民等からの水道料金により成り立っています。</p> <p>将来にわたって安全な水を安定的に供給するためにも、地域における共有財産である水道に関する情報を広報・周知し、住民の理解を得ることが重要です。</p> <p>同様に、住民も、水道に関する情報を得て、積極的に水道事業の経営を意見を出し、事業経営に反映させることで、水道は、地域における共有財産であるという意識を醸成することが重要であると考えています。</p>
<p>③水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項 水道の強靱化</p>	
<p>水道施設の耐震化や、導・送水管の耐震化など地震や災害に強い水道施設の整備に向けて、早急に更新計画を立てて実施すべき。</p>	<p>水道は、飲料水や生活に必要な水を供給するための施設であるため、災害その他の非常の場合においても、断水その他の給水への影響ができるだけ少なくなり、かつ速やかに復旧できるよう配慮されたものであることが求められます。</p> <p>しかしながら、現状の水道施設は十分に耐震化が図られていると言える状況にはなく、大規模な地震等の際には長期の断水の被害が発生しています。</p> <p>このため、厚生労働省としては、地震等の災害に強い「強靱な水道」の実現を目指し、耐震化計画の策定の支援や一定の条件の下での財政支援も含め、計画的に耐震化を進めることが重要と考えています。</p>
<p>安全な水の確保</p>	
<p>水道維持修繕・改修に関しては、国として水質を担保した上で、その費用を確保する必要がある。官民連携を活用して実施することも可能だと思いますが、他国の事例などを十分に考慮した具体的な施策を期待しています。</p>	<p>公営企業である水道事業については、地方財政法第6条において、公営企業の経費は、当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされており、老朽化した水道施設の更新等に係る費用は水道料金の収入をもって充てることが基本です。</p> <p>その上で、地方公共団体の要望等も踏まえ</p>

	<p>つつ、経営基盤が脆弱な水道事業者等への必要な財政支援のための予算を確保してきました。とりわけ、令和元年度予算においては、「防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策」を踏まえ、前年度当初予算比約174パーセントの水道施設整備費等を確保しています。</p> <p>引き続き、必要な予算の確保に努めていきます。</p>
<p>財政力にばらつきのある地方公共団体の水道事業には、国の財政支援が不可欠である。それこそが、全国どこに住んでいても誰でも安全な水を利用できる水道事業を維持する国の責任を果たすことになるのではないか。</p>	<p>公営企業である水道事業については、地方財政法第6条において、公営企業の経費は、当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされており、老朽化した水道施設の更新等に係る費用は水道料金の収入をもって充てることが基本です。</p> <p>その上で、地方公共団体の要望等も踏まえつつ、経営基盤が脆弱な水道事業者等への必要な財政支援のための予算を確保してきました。</p> <p>引き続き、必要な予算の確保に努めていきます。</p>
<p>④水道事業等の健全な経営の確保に関する事項</p>	
<p>「水道施設の老朽化、人口減少に伴う料金収入の減少等の課題に対し、水道事業等を将来にわたって安定的かつ持続的に運営するためには、事業の健全な経営を確保できるよう、財政的基盤の強化が必要である。一方で、独立採算が原則である水道事業にあって、現状においても、水道料金に係る原価に更新費用が適切に見積もられていないため水道施設の維持管理及び計画的な更新に必要な財源が十分に確保できていない場合がある。」と記載している。</p> <p>これは、過疎化が進む都道府県への助成金は減らして老朽化した設備の更新費用は必ず水道料金に上乗せしなければならないことを意味しているのか。</p>	<p>公営企業である水道事業については、地方財政法第6条において、公営企業の経費は、当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされており、老朽化した水道施設の更新等に係る費用は水道料金の収入をもって充てることが基本です。</p> <p>その上で、地方公共団体の要望等も踏まえつつ、経営基盤が脆弱な水道事業者等への必要な財政支援のための予算を確保してきました。引き続き、必要な予算の確保に努めていきます。</p> <p>また、今回の水道法改正は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業者が長期的な収支の見通しを作成することで更新費用を平準化する ・広域連携を進めることによりスケールメリットの創出を推進する <p>ものです。</p> <p>水道事業者がこうした取組を実施することで将来の急激な料金の引き上げの抑制につながるものと考えます。</p>
<p>水道料金は全国一律にすべきではないか。</p>	<p>水道料金は、それぞれの地域において、地理的条件や浄水処理方法、確保できる水源の水質や量が異なっているため、水道料金はこれらの水道事業者毎に設定することが合理的であると考えています。</p>
<p>水道事業を営むためには水道料金だけでは厳しいため、国の予算を地方に配分すべきではないか。</p>	<p>公営企業である水道事業については、地方財政法第6条において、公営企業の経費は、当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされており、老朽化した水道施設</p>

	<p>設の更新等に係る費用は水道料金の収入をもって充てることが基本です。</p> <p>その上で、地方公共団体の要望等も踏まえつつ、経営基盤が脆弱な水道事業者等への必要な財政支援のための予算を確保してきました。</p> <p>引き続き、必要な予算の確保に努めていきます。</p>
<p>今まで水道の施設更新に必要な財源を積み立ててなかったのは、過去に国策で過大な投資をさせられて借金を作り、その返済で手いっぱいだったからではないか。国民にその失敗を押し付けるのではなく、国が責任を持って水道の老朽化対策に資金を投入すべきではないか。</p>	<p>これまで、国民生活に必要な水道水を供給することをナショナルミニマムとして確立することを目的として、未普及地域の解消や、特に大都市周辺の需要の逼迫の解消等のため、ダム建設などの施設整備を行ってきました。</p> <p>その結果、水道の普及率は約98%となり、安全安心な水を住民に供給することが可能となっていると考えています。</p> <p>一方で、現在は、水道事業は高度経済成長期に布設された水道施設の老朽化の進行や人口減少に伴う料金収入の減少等の課題に対応することが求められる状況となっています。</p> <p>今回の水道法改正は、こうした状況を踏まえ、水道事業の広域連携や多様な官民連携を進めるとともに、水道事業者等に対し適切な資産管理を求めること等により、水道の基盤強化を図るものです。</p> <p>水道の老朽化対策については、公営企業である水道事業については老朽化した水道施設の更新等に係る費用は水道料金の収入をもって充てることが基本ではありますが、地方公共団体の要望等も踏まえつつ、経営基盤が脆弱な水道事業者等への必要な財政支援のための予算を確保してきました。</p> <p>引き続き、必要な予算の確保に努めていきます。</p>
<p>「水道施設の計画的な更新及び耐震化等の進捗と、水道料金との関係性の提示に努めること」については、適正な水道料金水準へ改定する上で必要なことであるにも関わらず、多くの水道事業者が実施できていないのが現状である。</p> <p>料金改定が出来ないために計画の進捗率が上がらないことを暗に利用者に伝えるだけでなく、補助金の必要性を訴えるためにも、非常に有効な措置であることから、「水道施設の計画的な更新及び耐震化等の進捗と、水道料金の関係性を可能な限り提示すること」としてはいかがか。</p>	<p>水道施設の計画的な更新や耐震化は、将来にわたり安全な水を安定的に供給するために必要であり、各水道事業者が当然に行うべきことであると考えています。</p> <p>一方、水道施設の更新や耐震化は財源の確保が必要であり、水道料金は住民自治を尊重し条例により定めることとされていることから、一律に義務とすることは難しいと考えています。</p> <p>そのため、水道事業者は、水道施設の計画的な更新及び耐震化等の進捗と水道料金との関係性を提示することが望ましいと考えておりますが、それぞれの置かれた状況、事情が異なることから、水道法第22条の4において、実情に応じて、水道施設の計画的な更新に努力していただくこととしています。</p>

<p>水道の管路の更新に莫大な資金がかかるのは、私企業に委ねても、かかるものはかかるので、問題は解決しません。国民の命にかかわる水道の整備は、国債を発行してでも国が責任を持って行うべきである。</p>	<p>水道事業は生活に不可欠な水を供給するものであり、地域に密着した住民サービスであることから、地域の実情に通じた市町村が経営することを原則とすることが水道法において定められています。</p> <p>また、公営企業である水道事業については、官民連携を活用するか否かを問わず、地方財政法第6条において、公営企業の経費は、当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされており、老朽化した水道施設の更新等に係る費用は水道料金の収入をもって充てることが基本です。</p>
<p>⑤水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する事項</p>	
<p>水道局の職員が少なくなり、市民の様々な要望に応えにくくなっていると感じている。必要な人材の確保ができるよう、十分な対策を求める。</p>	<p>水道事業等の運営に当たっては、経営に関する知識や技術力等を有する人材の確保及び育成が不可欠です。しかしながら、水道事業者等における組織人員の削減等により、事業を担う職員数は大幅に減少するとともに、職員の高齢化も進み、技術の維持及び継承並びに危機管理体制の確保が課題となっています。</p> <p>そのため、基本方針においては、水道の基盤の強化を図るに当たり、今後の水道事業等の目指すべき方向性として、水道事業者等においては、「運営に必要な人材を自ら確保すること」及び「運営に必要な人材を育成すること」が重要である旨を記載しています。</p> <p>今後、本基本方針に基づき、都道府県において、当該事項を含め、水道基盤強化計画において様々な取組が推進されるものと考えています。</p> <p>厚生労働省としても、こうした水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する取組に対して、引き続き、必要な技術的及び財政的な援助を行ってまいります。</p>
<p>人材不足の問題は、公務員の削減や非正規化進めた結果であるという反省に基づいた施策を行うべきであって、私企業に移行したとしても、非正規が多数を占める労働環境の中で適切な技術継承がなされるという期待はできない。水道事業は長年の経験に裏打ちされた技術を要する仕事であり、短期で入れ替えられる非正規労働者ではそうした技術形成は不可能です。</p>	<p>水道事業等の運営に当たっては、経営に関する知識や技術力等を有する人材の確保及び育成が不可欠です。しかしながら、水道事業者等における組織人員の削減等により、事業を担う職員数は大幅に減少するとともに、職員の高齢化も進み、技術の維持及び継承並びに危機管理体制の確保が課題となっています。</p> <p>そのため、基本方針においては、水道の基盤の強化を図るに当たり、今後の水道事業等の目指すべき方向性として、水道事業者等においては、「運営に必要な人材を自ら確保すること」及び「運営に必要な人材を育成すること」が重要である旨を記載しています。</p> <p>また、人材の育成に当たっては、「専門性を有する人材の育成には一定の期間が必要であ</p>

	<p>ることを踏まえ、適切かつ計画的な人員配置を行う」旨を記載しています。</p>
<p>災害時を想定した人員は確保できないとの考えが蔓延していることから、事業管理者に災害や事故時を考慮した人員体制を確保することの責任を明記すべき。災害時等において民間事業者の協力に過度に頼らないことに留意すべき。</p>	<p>水道は、飲料水や生活に必要な水を供給するための施設であるため、災害その他の非常の場合においても、断水その他の給水への影響ができるだけ少なくなり、かつ速やかに復旧できるよう配慮されたものであることが求められます。</p> <p>そのため、「第2 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項」において「地震以外の災害や事故時の対応も含めて、自らの職員が被災する可能性も視野に入れた事業継続計画、地域防災計画等とも連携した災害時における対策マニュアルを策定する」旨を記載しています。</p> <p>なお、一般的に水道事業等の業務を管理する立場にある者は、災害時を想定した人員の確保等を含め事業経営の改善・安定化を図るための役割が期待されると考えています。</p>
<p>国や地方公共団体とわず、技術技能を継承させることが重要ではないか。</p>	<p>水道事業等の運営に当たっては、経営に関する知識や技術力等を有する人材の確保及び育成が不可欠です。しかしながら、水道事業者等における組織人員の削減等により、事業を担う職員数は大幅に減少するとともに、職員の高齢化も進み、技術の維持及び継承並びに危機管理体制の確保が課題となっています。</p> <p>そのため、基本方針においては、水道の基盤の強化を図るに当たり、今後の水道事業等の目指すべき方向性として、水道事業者等においては、「運営に必要な人材を自ら確保すること」及び「運営に必要な人材を育成すること」が重要である旨を記載しています。</p> <p>今後、本基本方針に基づき、都道府県において、当該事項を含め、水道基盤強化計画において様々な取組が推進されるものと考えています。</p> <p>厚生労働省としても、こうした水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する取組に対して、引き続き、必要な技術的及び財政的な援助を行ってまいります。</p>
<p>現状と課題において、水道事業等を担う人材の減少や高齢化が進み、深刻な課題に直面していると述べているが、そう思うのならば、官民連携や広域化の推進ではなく、人材の確保（増員）につながる具体的な取組及び市町村への働きかけを行うべきである。</p>	<p>基本方針においては、水道の基盤の強化を図るに当たり、今後の水道事業等の目指すべき方向性として、水道事業者等においては、「運営に必要な人材を自ら確保すること」及び「運営に必要な人材を育成すること」が重要である旨を記載しています。</p> <p>今後、本基本方針に基づき、都道府県において、当該事項を含め、水道基盤強化計画において様々な取組が推進されるものと考えています。</p>

	<p>厚生労働省としても、こうした水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する取組に対して、引き続き、必要な技術的及び財政的な援助を行ってまいります。</p>
<p>「事業を担う職員数は大幅に減少する」という表現には自然減ではなく、国や水道事業者が将来予測なく率先して自ら職員を減らした反省謝罪が全くない。人口減少化で優秀な人材を確保するには、技術系高校大学等への在学中からの積極的なあっせんと雇用条件の優遇について国が援助促進する必要があるのではないか。</p>	<p>厚生労働省としては、これまでも人材の確保と技能継承は重要な課題と認識し、平成16年の水道ビジョンや平成25年の新水道ビジョンでその重要性を示し、地方公共団体に対処を要請してきたところです。</p> <p>その上で、今般の基本方針においては、水道の基盤の強化を図るに当たり、今後の水道事業等の目指すべき方向性として、水道事業者等においては、「運営に必要な人材を自ら確保すること」及び「運営に必要な人材を育成すること」が重要である旨を記載しています。</p> <p>今後、本基本方針に基づき、都道府県において、当該事項を含め、水道基盤強化計画において様々な取組が推進されるものと考えています。</p> <p>厚生労働省としては、こうした水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する取組に対して、引き続き、必要な技術的及び財政的な援助を行ってまいります。</p>
<p>高齢化は地方公共団体に限ったことではない。民間も同様である。地方公共団体で、民間事業者における技術の継承を進めるべきではないか</p>	<p>人材の確保及び育成に関する課題は官民共通であると考えており、基本方針においても、「水道事業者等の自らの人材のみならず、民間事業者における人材も含めて、事業を担う人材の専門性の維持及び向上という観点も重要である。」旨を記載しています。</p>
<p>地方公共団体に対して「長期的な視野に立って」自らの人材の確保及び育成ができる組織となるよう求めているにもかかわらず、「官民連携」を方策の一つとして挙げており、矛盾するのではないか。民間事業者への依存を強めれば、長期的・安定的な水道事業運営ができない。公務部門（水道）への人員増をお願いする。</p>	<p>基本方針においては、水道の基盤の強化を図るに当たり、今後の水道事業等の目指すべき方向性として、まずは、水道事業者等において「運営に必要な人材を自ら確保すること」が重要であると記載しています。</p> <p>その上で、「単独での人材の確保が難しい場合等には、他の水道事業者等との人材の共用化等を可能とする広域連携や、経営に関する知識や技術力を有する人材の確保を可能とする官民連携（官民間における人事交流を含む。）を活用すること」と記載しています。</p> <p>そのため、全ての水道事業者等において、一足飛びに、運営に必要な人材を官民連携により確保することにはつながらないと考えます。</p>
<p>水道事業を担う職員数の減少が問題だと書きながら、民間企業への委託や派遣社員などを対策として書くのはおかしいのではないか。</p>	<p>基本方針においては、水道の基盤の強化を図るに当たり、今後の水道事業等の目指すべき方向性として、まずは、水道事業者等において「運営に必要な人材を自ら確保すること」が重要であると記載しています。</p> <p>その上で、「単独での人材の確保が難しい場</p>

	<p>合等には、他の水道事業者等との人材の共用化等を可能とする広域連携や、経営に関する知識や技術力を有する人材の確保を可能とする官民連携（官民間における人事交流を含む。）を活用すること」と記載しています。</p> <p>そのため、全ての水道事業者等において、一足飛びに、運営に必要な人材を官民連携により確保することにはつながらないと考えます。</p>
<p>「水道事業者等における組織人員の削減等により、事業を担う職員数は大幅に減少する・・・技術の維持及び継承並びに危機管理体制の確保」とあるが、減少を止め、技術の継承ができる体制を整えるのが地方公共団体の務めであり、国も必要な財源を地方に与え、必要な人材を確保すべきである。</p>	<p>基本方針においては、水道の基盤の強化を図るに当たり、今後の水道事業等の目指すべき方向性として、水道事業者等においては、「運営に必要な人材を自ら確保すること」及び「運営に必要な人材を育成すること」が重要である旨を記載しています。</p> <p>今後、本基本方針に基づき、都道府県において、当該事項を含め、水道基盤強化計画において様々な取組が推進されるものと考えています。</p> <p>体制整備に必要な財源については、公営企業である水道事業については、地方財政法第6条において、公営企業の経費は、当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされており、水道料金の収入をもって充てることが基本であると考えます。</p> <p>その上で、厚生労働省としても、水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する取組に対して、引き続き、必要な技術的及び財政的な援助を行ってまいります。</p>
<p>各地方公共団体の水道の現場では、国や地方公共団体当局からの職員定数削減の圧力により、多くの業務が民間委託されています。それに伴って職員定数も大幅に削減されてきており、水道事業の持続可能性が危ぶまれる事態となっています。</p>	<p>基本方針においては、水道の基盤の強化を図るに当たり、今後の水道事業等の目指すべき方向性として、まずは、水道事業者等においては、「運営に必要な人材を自ら確保すること」が重要であると記載しています。</p> <p>その上で、「単独での人材の確保が難しい場合等には、他の水道事業者等との人材の共用化等を可能とする広域連携や、経営に関する知識や技術力を有する人材の確保を可能とする官民連携（官民間における人事交流を含む。）を活用すること」と記載しています。</p> <p>今後、本基本方針に基づき、都道府県において、当該事項を含め、水道基盤強化計画において様々な取組が推進されるものと考えています。</p>
<p>以下のとおり修正すべきではないか。 このため、水道事業者等においては、以下に掲げる取り組みを推進することが必要である。 （１）<u>水道事業等の労働環境改善を進めるとともに、運営に必要な人材を自ら確保すること。</u>（後略） 【理由】</p>	<p>水道事業等の運営に当たっては、経営に関する知識や技術力等を有する人材の確保及び育成が不可欠です。</p> <p>御指摘の労働環境の改善は、こうした人材の確保及び育成の前提となるものですが、労働環境の改善はあくまで地方公共団体内で十</p>

<p>本法改正審議にかかる衆参両厚生労働委員会の付帯決議において「水道事業に携わる人材の確保、技術の継承及び労働環境の改善が必要であることに鑑み、地方公共団体がこれらを実現するために必要な支援を行うこと」が決議された。このうち、「労働環境の改善」が、本「第4」中に欠落しているため。</p>	<p>分議論を尽くした上で実施されるべきものであるため、水道の基盤を強化するための今後の水道事業等の目指すべき方向性である本基本方針にはなじまないことから記載しないこととしました。</p>
<p>「必要な人材を自ら確保すること」とあるが、これは水道部門が人事採用権を持つ必要があるということを示唆しているのか。中小水道事業者においては、首長部局が採用権をもっており、水道部門が必要と考える人材を確保してもらうことは困難である。また、水道に関係する技術系の職員が中小団体に応募してくれる可能性が低い。水道に必要な人材について、国や都道府県において確保して、中小水道事業者に派遣するような仕組みが必要なのではないかと考える。</p>	<p>基本方針においては、水道の基盤の強化を図るに当たり、今後の水道事業等の目指すべき方向性として、水道事業者等においては、「運営に必要な人材を自ら確保すること」及び「運営に必要な人材を育成すること」が重要である旨を記載しています。</p> <p>今後、本基本方針に基づき、都道府県において、当該事項を含め、地域の実情を踏まえ、水道基盤強化計画において様々な取組が推進されるものと考えています。</p> <p>厚生労働省としても、水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する取組に対して、引き続き、必要な技術的及び財政的な援助を行ってまいります。</p>
<p>「水道事業等の運営に必要な人材を自ら確保すること」とあるが、事業管理者が首長となっている場合がある。一般行政部局の一部であると認識しているため、地方公営企業の意味を理解するよう事業管理者の責務を明記すること。</p> <p>官民連携において、民間企業との共同設立会社に地方公共団体が永久的に人員を派遣するような案件が見受けられるが、地方公共団体には、水道部署の人員が数名どなり、常時水道事業を推進する人材が育たないことから地方公共団体内の職場の確保も考慮する必要があると明記すべき。</p>	<p>基本方針においては、水道の基盤の強化を図るに当たり、今後の水道事業等の目指すべき方向性として、水道事業者等においては、「運営に必要な人材を自ら確保すること」及び「運営に必要な人材を育成すること」が重要である旨を記載しています。</p> <p>また、人材の育成に当たっては、「専門性を有する人材の育成には一定の期間が必要であることを踏まえ、適切かつ計画的な人員配置を行う」旨を記載しています。</p> <p>なお、一般的に水道事業等の業務を管理する立場にある者は、人員の確保等を含め事業経営の改善・安定化を図るための役割が期待されると考えています。</p>
<p>⑥水道事業者等との間の連携等の推進に関する事項</p>	
<p>広域連携によるスケールメリットの効果が強調されているが、都道府県単位や日本全体で広域連携を水道事業を経営すればよいのではないかと。</p>	<p>市町村経営を原則として整備されてきた我が国の水道事業は、小規模で経営基盤が脆弱なものが多いことから、運営に必要な人材の確保や施設の効率的運用、経営面でのスケールメリットの創出等を可能とする広域連携の推進は、水道の基盤の強化を図るための有効な方策の一つです。</p> <p>しかしながら、水源・地形等の自然的条件や、人口・経済活動等の社会的条件など、地域によって水道事業を取り巻く環境は様々です。</p> <p>そのため、地域の実情を踏まえ、どのような地域を連携の対象として水道経営を行うことが最も適切か、よく議論して広域連携を進めていくことが重要と考えています。</p>

<p>水道基盤強化計画については、市町村の要請がなくとも、都道府県が主力となって策定可能とすることや、都道府県議会の同意がなくても関係市町村や関係水道事業者などの同意があれば、都道府県が策定可能としている。</p> <p>これは、行政の独走を許し、都道府県議会を無視することになり遺憾である。今までどおり都道府県議会の同意の手順を進めるべきではないか。</p>	<p>水道基盤強化計画については、水道の基盤の強化に向けて、国、都道府県、市町村、水道事業者等が一体となって取り組み、かつ、広域連携の推進役としての都道府県の機能を強化するため、都道府県に対して、広域連携をはじめとした水道の基盤の強化に関する計画を主体的に策定することができる権限を与えたものです。</p> <p>現行の広域的水道整備計画は、広域的な水道を整備することが目的であり、ダム建設といった都道府県の財政負担が生ずるような計画となることが想定されていたため、計画策定に際して都道府県議会の同意を得ることとしていました。</p> <p>しかしながら、今回の水道基盤強化計画については、水道事業者等の連携等を定めることとしており、都道府県の財政負担が生ずることが強く予想される計画ではないことから、都道府県議会の同意を義務とすることはしないこととしたものです。</p> <p>ただし、都道府県において、必要に応じて、都道府県議会に対して説明を行うことを妨げるものではありません。</p>
<p>都道府県が、広域連携の推進役になり、市町村間の調整をし、水道基盤強化計画を策定して、水道事業者等に対して指導・監督を行うというトップダウンのやり方には問題がある。</p> <p>水に関する地域の実情や住民の声をきめ細やかに把握できるのは地元地方公共団体である。都道府県に望まれるのは、トップダウンで指導・監督することではなく、むしろ、地元地方公共団体の意見や要望を尊重し後押しをするというボトムアップの姿勢である。</p> <p>都道府県による広域連携は、地域住民が水源を選択する機会を奪い、昔から使われてきた貴重な自己水源を廃止し、長距離の送水による電力消費を生むダム水源の比率を高める心配もあるのではないか。</p>	<p>水道事業の経営に当たり、様々な関係者が主体的に関与することは非常に重要です。</p> <p>今般の水道法改正においては、水道事業者による水道施設の計画的な更新や、長期的な収支の見通しの作成、公表に関する努力義務を新たに設けており、住民への情報公開がより一層進むものと考えています。</p> <p>さらに、都道府県が、広域連携を進めるにあたり設置する広域的連携等推進協議会には、学識経験者や住民代表等も含めることができることとなっており、地域の水道事業の在り方を様々な関係者によって検討することが可能です。</p> <p>なお、都道府県が広域連携を進めるに当たり、水道基盤強化計画を定めるようとするときは、あらかじめ計画区域内の地方公共団体の同意を得なければならないとされています。</p>
<p>地域によって水道料金が異なる中で、広域連携を通じて高い料金に合わせられることが不安である。住民の合意を前提に進めるよう記載してほしい。</p>	<p>広域連携においては、料金の一元化を伴う事業統合のほか、料金の一元化を伴わない経営の一体化、管理の一体化や施設の共同化、事務の代替執行等の様々な形態があることを踏まえ、地域の実情に応じ、最適な形態が選択されるよう調整を進めることが重要です。</p> <p>さらに、都道府県が、広域連携を進めるにあたり設置する広域的連携等推進協議会には、学識経験者や住民代表等も含めることができ</p>

	ることとなっており、地域の水道事業の在り方を様々な関係者によって検討することが可能です。
⑦その他水道の基盤の強化に関する重要事項	
1. 官民連携の推進	
水道の基盤の強化を目的とした官民連携とは、利益相反を含め民間では永続的に不可能である事が明らかではないか。官としての過去から現在の責任を放棄する詭弁としか思えない。	<p>官民連携は、水道施設の適切な維持管理及び計画的な更新やサービス水準等の向上はもとより、水道事業等の運営に必要な人材の確保、ひいては官民における技術水準の向上に資するものであり、水道の基盤の強化を図る上での有効な選択肢の一つであると考えています。</p> <p>ただし、水道事業者は、官民連携を行う場合であっても、水道法第15条に規定する需要者である住民等に対する給水義務を果たす必要があります。</p> <p>そのため、基本方針では、「水道の基盤の強化を目的として官民連携をいかに活用していくかを明確化した上で、水道事業等の基盤強化に資するものとして、適切な形態の官民連携を実施する」旨を記載しています。</p>
官民連携については、「第三者委託」や「コンセッション方式」など様々な形態があるものの、長期にわたる委託について市町村などの水道技術職員の技術力を喪失することにつながる。監督・監視の任務を求める仕組みはどのようなものか。	<p>官民連携は、水道施設の適切な維持管理及び計画的な更新やサービス水準等の向上はもとより、水道事業等の運営に必要な人材の確保、ひいては官民における技術水準の向上に資するものであり、水道の基盤の強化を図る上での有効な選択肢の一つであると考えています。</p> <p>ただし、水道事業者は、官民連携を行う場合であっても、水道法第15条に規定する需要者である住民等に対する給水義務を果たす必要があります。</p> <p>そのため、基本方針では、「水道の基盤の強化を目的として官民連携をいかに活用していくかを明確化した上で、水道事業等の基盤強化に資するものとして、適切な形態の官民連携を実施する」旨を記載しています。</p> <p>その上で、基本方針では「第三者委託及び水道施設運営等事業を実施する場合においては、法第15条に規定する給水義務を果たす観点から、あらかじめ民間事業者との責任分担を明確化した上で、民間事業者に対する適切な監視・監督に必要な体制を整備するとともに、災害時等も想定しつつ、訓練の実施やマニュアルの整備等、具体的かつ確実な対応方策を検討した上で実施する」旨を記載しています。</p>
官民連携を推進するとのことであるが、そもそも民間事業者は利潤を図ることを第一次的目的であり、高額な役員報酬や株主配当、税金の支払いに加え、高額	官民連携は、水道施設の適切な維持管理及び計画的な更新やサービス水準等の向上はもとより、水道事業等の運営に必要な人材の確

<p>な利子をも負担しなければならないものである。百害あって一利なしであり、他の公的事业とは異なり、水道事業はそもそも競争が働き難い事業である。</p> <p>官民連携により水道事業のサービスが向上するなどということは幻想でしかないのではないか。</p>	<p>保、ひいては官民における技術水準の向上に資するものであり、水道の基盤の強化を図る上での有効な選択肢の一つであると考えています。</p> <p>ただし、水道事業者は、官民連携を行う場合であっても、水道法第15条に規定する需要者である住民等に対する給水義務を果たす必要があります。</p> <p>そのため、基本方針では、「水道の基盤の強化を目的として官民連携をいかに活用していくかを明確化した上で、水道事業等の基盤強化に資するものとして、適切な形態の官民連携を実施する」旨を記載しています。</p>
<p>官民連携は水道事業を「官」と「民」の両輪で動かすことであり、単なる発注者（事業者）と受注者（受託者）という関係でなく対等なパートナー関係を築くことが必要である。</p>	<p>水道事業者は、官民連携を行う場合であっても、水道法第15条に規定する需要者である住民等に対する給水義務を果たす必要があります。</p> <p>その上で、民間事業者は、従来から、その技術力や経営に関する知識を活かし多様な官民連携の形態を通じて、水道事業等の事業運営に大きな役割を担ってきたところです。</p> <p>そのため、基本方針においても、民間事業者の役割について、「必要な技術者及び技能者の確保及び育成等を含めて、引き続き、水道事業者等と連携して、水道事業等の基盤強化を支援していくことが重要である」旨を記載した上で、水道事業者等において、「水道の基盤の強化を目的として官民連携をいかに活用していくかを明確化」することが重要である旨を記載しています。</p>
<p>官民連携を通じて、コンセッション方式の導入など民間事業者の裁量拡大は、重要インフラ維持のリスク拡大にも繋がることを留意する必要があるのではないか。</p>	<p>水道事業者は、官民連携を行う場合であっても、水道法第15条に規定する需要者である住民等に対する給水義務を果たす必要があります。</p> <p>そのため、基本方針では「第三者委託及び水道施設運営等事業を実施する場合においては、法第15条に規定する給水義務を果たす観点から、あらかじめ民間事業者との責任分担を明確化した上で、民間事業者に対する適切な監視・監督に必要な体制を整備するとともに、災害時等も想定しつつ、訓練の実施やマニュアルの整備等、具体的かつ確実な対応方策を検討した上で実施する」旨を記載しています。</p>
<p>官民連携は、基盤の強化に直接資するものでなく、経費削減等を理由とした一時しのぎにすぎない。今後、民間事業者への依存が強まれば、利潤追求によって委託経費等の上昇や水道料金の過度な値上げが行われるおそれもあり、市民にとって不利益にもなる。方針に</p>	<p>官民連携は、水道施設の適切な維持管理及び計画的な更新やサービス水準等の向上はもとより、水道事業等の運営に必要な人材の確保、ひいては官民における技術水準の向上に資するものであり、水道の基盤の強化を図る上での有効な選択肢の一つであると考えてい</p>

<p>記述するのであれば、官民連携のデメリット（注意事項）も明記すべき。</p>	<p>ます。</p> <p>ただし、水道事業者は、官民連携を行う場合であっても、水道法第 15 条に規定する需要者である住民等に対する給水義務を果たす必要があります。</p> <p>そのため、水道事業者は、自らの給水区域内において給水義務を果たす観点から、住民サービスの向上や業務効率化等のメリットが大きいと判断した場合のみに官民連携を導入するものと考えます。</p>
<p>官民連携を推進することにより、事業に採算性が求められ、不採算地域が切り捨てられるのではないか。</p>	<p>官民連携は、水道施設の適切な維持管理及び計画的な更新やサービス水準等の向上はもとより、水道事業等の運営に必要な人材の確保、ひいては官民における技術水準の向上に資するものであり、水道の基盤の強化を図る上での有効な選択肢の一つであると考えています。</p> <p>ただし、水道事業者は、官民連携を行う場合であっても、水道法第 15 条に規定する需要者である住民等に対する給水義務を果たす必要があります。</p> <p>そのため、水道事業者は、自らの給水区域内において給水義務を果たす観点から、住民サービスの向上や業務効率化等のメリットが大きいと判断した場合のみに官民連携を導入するものと考えます。</p>
<p>官民連携を通じて、品質低下・価格高騰・災害時等、水道事業のサービス水準の低下につながるのではないか。</p>	<p>官民連携は、水道施設の適切な維持管理及び計画的な更新やサービス水準等の向上はもとより、水道事業等の運営に必要な人材の確保、ひいては官民における技術水準の向上に資するものであり、水道の基盤の強化を図る上での有効な選択肢の一つであると考えています。</p> <p>ただし、水道事業者は、官民連携を行う場合であっても、水道法第 15 条に規定する需要者である住民等に対する給水義務を果たす必要があります。</p> <p>そのため、水道事業者は、自らの給水区域内において給水義務を果たす観点から、住民サービスの向上や業務効率化等のメリットが大きいと判断した場合のみに官民連携を導入するものと考えます。</p>
<p>官民連携に際して、他国の営利企業に任せることは問題ではないか。</p>	<p>水道事業者は、官民連携を行う場合であっても、水道法第 15 条に規定する需要者である住民等に対する給水義務を果たす必要があります。</p> <p>そのため、水道事業者は、自らの給水区域内において給水義務を果たす観点から、住民サービスの向上や業務効率化等のメリットが大きいと判断した場合のみに官民連携を導入す</p>

	<p>るものと考えます。</p> <p>また、事業者の選定に当たっては国内企業、外資系企業問わず、透明かつ公平に選定する仕組みとすることが重要であると考えています。</p> <p>なお、そもそも国内企業においても、今でも浄水場の運転管理等を通じて十分な実績があります。こうした企業は既に国内で様々な場面で活躍をしており、外資系企業だけが官民連携の場面で参入することにはなりません。</p>
<p>国は、官民連携の導入に向けた検討に対して財政的な援助を行うものとする、とのことであるが、この場合の「財政的援助」がなされるのはコンセッションを導入する場合がほとんどではないか。</p> <p>しかし、そのような財政支援の余地があるのなら、現在の水通事業の現状からして、各水道事業者にその困窮度に応じて直ちに財政支援をするべきではないか。</p>	<p>公営企業である水道事業については、地方財政法第6条において、公営企業の経費は、当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされており、事業運営等に係る費用は水道料金の収入をもって充てることが基本です。</p> <p>その上で、地方公共団体の要望等も踏まえつつ、経営基盤が脆弱な水道事業者等への必要な財政支援のための予算を確保してきました。</p> <p>なお、コンセッション方式を含む官民連携の導入に向けた検討を行う水道事業者等に対し、必要に応じて、財政的援助を実施しているところです。</p> <p>引き続き、必要な予算の確保に努めていきます。</p>
<p>2. 水道関係者間における連携の深化</p>	
<p>国の水道行政を強化するためには、水に関する縦割り行政を解消しなければならない。水循環基本法の理念に則り、水省や水循環庁などの水道行政の改革が必要である。国の水道行政の強化のための方向性や指針を示すべきである。</p>	<p>水循環基本法の理念にもあるとおり、水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水の適切な利用を推進していくことが重要と考えています。</p> <p>そのため、基本方針においても、「水道において利用する水が健全に循環し、そのもたらす恩恵を将来にわたり享受できるようにするため、安全で良質な水の確保、水の効率的な利用等に係る施策について、国、都道府県、市町村、水道事業者等及び住民等の流域における様々な主体が連携して取り組むことが重要である」と記載しています。</p>
<p>3. 水道事業等に関する理解向上</p>	
<p>水道事業等に関する利用者の理解向上は重要な課題である。災害時のニュースとして水道水の有難さが良く出てくるが、水は蛇口をひねると当然出るものだという意識に刷り込まれている。</p> <p>日常的に水道水の有難さを認識するためにも、水源から蛇口までの水道の仕組みを効果的に宣伝すべきである。また、ミネラルウォーターに対する水道水の優位性も地道に述べていく必要があるだろう。</p>	<p>厚生労働省では、水道について国民の理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るとともに、水道の今後の発展に資するため、毎年6月1日から7日までの1週間を「水道週間」として定め、関係者が連携した広報活動を実施しています。</p> <p>全国の水道事業者においては、蛇口の水を飲むことができる水道の安全性を広めるとともに、水道の歴史や文化を継承しつつ、安全で安価な水道水を広報する観点から、水道水を</p>

	<p>ボトル水として災害用に配布する取り組みやイベント等で水のおいしさを再認識するような啓発活動が行われる事例があります。</p> <p>今後とも、水道事業等に関する理解向上に向けた取組を推進していきます。</p>
<p>全国一斉に水道事業を説明する日や新聞広告を載せる日を設定するなどの住民への理解向上を図るための施策を厚生労働省が推進すること。</p>	<p>厚生労働省では、水道について国民の理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るとともに、水道の今後の発展に資するために毎年6月1日から7日までの1週間を水道週間として定め、関係者が連携した広報活動を実施するなど、今後も、水道事業等に関する理解向上に関する取組を進めてまいります。</p>
<p>「水道事業者等は、需要者である住民等がこうした水道事業等に関する情報を適時適切に得ることができるよう、そのニーズにあった積極的な情報発信を行うとともに、需要者である住民等の意見を聴きつつ、事業に反映させる体制を構築し、水道は地域における共有財産であるという意識を醸成することが重要である。」とあるが、住民の意見を事業に反映する体制は、今のところまったく提案されていない。空疎な謳い文句で終わらないように、早急に住民の意見を事業に反映する具体的な体制づくりの提案をしてほしい。</p>	<p>水道事業の経営に当たり、様々な関係者が主体的に関与することは非常に重要です。</p> <p>今般の水道法改正においては、水道事業者により水道施設の計画的な更新や、長期的な収支の見通しの作成、公表に関する努力義務を新たに設けており、住民への情報公開がより一層進むものと考えています。</p> <p>さらに、都道府県が、水道事業者間の広域連携を進めるにあたり設置する広域的連携等推進協議会には、学識経験者や住民代表等も含めることができることとなっており、地域の水道事業の在り方を様々な関係者によって検討することが可能です。</p>
<p>国民に対して持続可能な水道事業の継続には費用が掛かることを周知するべきである。</p>	<p>水道事業者は将来にわたり水道を持続可能なものとするためには、水道施設の維持管理及び計画的な更新等に必要な財源を、原則として水道料金により確保していくことが必要であることについて需要者である住民等の理解を得る必要があります。</p> <p>そのため、今般の水道法改正においては、水道事業者により水道施設の計画的な更新や、長期的な収支の見通しの作成、公表に関する努力義務を新たに設けており、住民への情報公開がより一層進むものと考えています。</p>
<p>水道事業に関わる民間事業者の業務状況や水道料金の使われ方等についてインターネットを利用して閲覧できるようにしてほしい。</p>	<p>水道法第24条の2において、水道事業者は水道の需要者に対し、水道事業に関する情報を提供しなければならないとしています。</p> <p>この情報の中には民間事業者への委託内容を含む水道事業の実施体制や、水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項が含まれており、水道事業者は需要者に対し積極的にわかりやすく情報提供をしていくことが求められます。</p> <p>そのため、各水道事業者において、インターネットをはじめとした様々な媒体を通じて、情報発信を行っていることと承知していま</p>

	す。
4. 技術開発、調査・研究の推進	
現在、民間企業においても働き手確保が困難となってきたほか、今後、人口減少により生産年齢人口がさらに減少すると考えられるため、基本方針の中でICT等の先端技術を活用し、生産性向上を図るよう促していただきたい。	<p>水道の基盤の強化を図る観点から、ICT等の先端技術の活用は重要であると考えています。</p> <p>そのため、基本方針においても「ICT等の先端技術を活用し、水道施設の運転、維持管理の最適化、計画的な更新や耐震化等の効果的かつ効率的な実施を可能とするための技術開発が望まれる」旨を記載しています。</p>
新たな技術開発を推進するための交付金による費用確保を別枠で設けるべきである。	<p>水道の基盤の強化を図る観点から、ICT等の先端技術の活用は重要であると考えています。</p> <p>平成30年度より生活基盤施設耐震化等交付金に『水道事業におけるIoT活用推進モデル事業』を創設し、IoTの活用により事業の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現を図るなど、先端技術を活用して科学技術イノベーションを指向する事業に対する財政支援を行っています。</p> <p>今後もIoT等の先端技術を活用し水道の基盤の強化を実現しようとする水道事業者等を積極的に支援していきます</p>
その他	
<p>以下の通り加筆すべきではないか。</p> <p><u>1 地域における水道の基盤強化ための施策を検討</u> <u>水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、</u> <u>① 料金設定等を含む対応策の検討に地域住民や労働者の代表の参画を求めることが重要である。</u> <u>② 導入しようとする施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても、正しく住民に説明することが重要である。</u></p> <p>2 官民連携の推進 官民連携は、（中略）様々な形態が存在することから、官民連携の活用を明確化した上で、<u>活用のメリット・デメリットを需要者である住民に示し、地域の実情応じて（後述）。</u></p> <p>【理由】 本項意見の次項である「3. 水道事業等に関する理解向上」において記述される、「需要者である住民等が（中略）、意識を醸成することが重要である」の具現化にむけた内容。 とくに、水道施設運営権の設定に当たっては、本法改正審議における参議院厚生労働委員会付帯決議の「五、」において、「水道施設運営権の設定については、（中略）その決定は厳に地方公共団体が住民の意思を十分に踏まえた上での自主的判断にゆだねられる</p>	<p>水道事業の経営に当たり、様々な関係者が主体的に関与することは非常に重要です。</p> <p>今般の水道法改正においては、水道事業者が水道施設の計画的な更新や、長期的な収支の見通しの作成、公表に関する努力義務を新たに設けており、住民への情報公開がより一層進むものと考えています。</p> <p>さらに、都道府県が、広域連携を進めるに当たり設置する広域的連携等推進協議会には、学識経験者や住民代表等も含めることができることとなっており、地域の水道事業の在り方を様々な関係者によって検討することが可能です。</p> <p>なお、水道施設運営等事業については、導入を検討する地方公共団体において、住民サービスの向上や業務効率化を図る上でメリットがある場合に、住民の代表者である地方議員により組織された地方議会の議決を経て、その判断により、導入されることとなります。</p>

べきものであることを大前提に（後略）」としており、事業に従事する労働者の代表も含めて、住民による決定への参画をより具現化させる必要があるため。	
---	--

(御参考) その他、御意見を募集した内容以外の内容についてお寄せいただいた主な御意見

御意見の内容	当省の考え方
<p>今般の水道法改正に反対する旨の御意見（水道法を改悪するものではないか等）</p>	<p>老朽化した水道施設の更新や耐震化が遅れ、漏水事故や断水のリスクが高まっているとともに、人口減少社会を迎えて経営状況が悪化し、小規模で脆弱な水道事業者では水道サービスを継続できないおそれが生じているなど、水道事業は深刻な課題に直面しています。</p> <p>今回の法改正は、水道の基盤強化を図り、将来にわたって安全な水を安定的に供給するために制度改正したものです。</p>
<p>今般の水道法改正は水道民営化につながるものであるため反対する旨の御意見</p>	<p>平成 23 年の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）改正によりコンセッション方式が創設された当初から、水道事業については住民に対する給水責任を民間事業者に負わせる形であればコンセッション方式を導入することができました。今回の改正法では、事業の確実かつ安定的な運営のため公の関与を強化し、給水責任は地方公共団体である水道事業者に残した上で、厚生労働大臣の許可を受けてコンセッション方式を実施可能にしたものです。</p> <p>コンセッション方式の導入について、国や地方公共団体の関与を強めたもので、水道事業自体を「民営化」するものではありません。</p> <p>また、コンセッション方式は、あくまで官民連携の選択肢の一つです。</p> <p>住民サービスの向上や業務効率化を図る上でメリットがある場合に、地方公共団体が議会の議決を経て、地方公共団体の判断で導入するものです。</p>
<p>コンセッション方式については、世界中で失敗し、再公営化されているのではないか。</p>	<p>パリなどの再公営化の代表的事例など海外の事例を包括的に調査した報告書等から、海外の失敗事例における課題（①水質の悪化など管理運営レベルの低下、②水道料金の高騰、③民間事業者に対する監査・モニタリング体制の不備）を整理し、それらの教訓を踏まえ、十分対応できる制度設計をしています。</p> <p>再公営化された事例が各地にあることは事実ですが、民間委託が進んでいるフランスやアメリカでは、近年も契約の 9 割以上が更新（継続）されているなど、海外で一律に再公営化が進行しているわけではありません。</p>
<p>コンセッション方式を導入した場合、水道水の安全性に問題は生じるのではないか。</p>	<p>我が国の制度では、まず地方公共団体が、PFI 法に基づき「実施方針」と、民間事業者との契約である「実施契約」において、設備投資も含めた業務内容や管理・運営レベルを明確に定めます。</p> <p>さらに、今回の法改正により、厚生労働大臣はその内容を確認した上で、許可する仕組みとして</p>

	います。
コンセッション方式を導入した場合、水道料金の高騰につながるのではないか。	<p>我が国の制度では、まず地方公共団体が、PFI法に基づき条例で料金の枠組み（上限）をあらかじめ決定します。民間事業者は、その範囲内でしか料金設定ができません。</p> <p>これに加え、今回の法改正により、厚生労働大臣が適切な料金設定であることを確認した上で、許可する仕組みとしています。</p>
コンセッション方式を導入した場合、民間事業者に対して適切に監督できるのか。	<p>我が国の制度では、まず地方公共団体が、PFI法に基づき民間事業者の業務内容や経営状況について定期的にモニタリングを行い、早期に問題を指摘し、改善を要求します。</p> <p>これに加え、今回の法改正に基づき、厚生労働大臣が地方公共団体のモニタリング体制が適切かを確認した上で許可するとともに、厚生労働省が直接、報告徴収・立入検査します。</p>
コンセッション方式を導入した場合、災害が起こったときに適切に対応できるのか。	<p>コンセッション方式を導入した場合も、水道事業者は地方公共団体のままで、これまでと変わりません。災害時の対応も、地方公共団体が事業の最終的な責任を負った上で実施します。復旧事業に対する国庫補助等の財政支援も、これまでと同様に行われます。</p> <p>災害時の対応をどこまで民間企業に委ねるかは、あらかじめ実施契約で定めます。厚生労働大臣は、地方公共団体と民間事業者の間の役割分担が明確に定められているかを確認した上で許可します。</p> <p>民間事業者はあらかじめ定められた明確な役割の範囲内で責任を分担し、災害時においても、地方公共団体と民間事業者によって確実に災害対応が行われる仕組みとなっています。</p>
一度、コンセッション方式を導入すると、仮に事業が失敗しても元に戻せないのではないか。	<p>コンセッション方式を導入する場合も、民間事業者を監視・モニタリングするための職員は地方公共団体に残ります。</p> <p>民間事業者の経営状況や業務の実施状況に対する日常的なモニタリングにより、経営難に陥る前に対処します。</p> <p>万が一、事業継続が不可能となった場合でも、これまでモニタリングを担当してきた地方公共団体の職員が中心となり、自ら直営で水道事業を実施することにより事業継続が可能です。水道の運転管理に実績のある他の事業者に委託することもできます。</p> <p>こうしたリスクに備えた措置についても、あらかじめ事業契約で定めておくことが必要です。さ</p>

	らに、今回の法改正では、厚生労働大臣がその内容を確認した上で、許可する仕組みとなっています。
--	--